## 特別支援教育支援員活用事例集(26年度版)

~障がいのある子どもへの支援の充実のために~

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課 平成26年12月

## ◇◇◇本事例集の活用に当たって◇◇◇

平成18年6月に学校教育法等の改正が行われ、平成19年4月から、障がいのある子どもの教育の充実を図るため、小・中学校等に在籍する教育上特別な教育的支援を必要とする子どもに対し、適切な教育を行うことが明確に位置付けられました。

こうしたことから、国においては、必要な学校に特別支援教育支援員を計画的に配置できるよう、平成19年度から、配置のための市町村分の地方財政措置を拡充してきました。

北海道教育委員会としては、平成21年度に「特別支援教育支援員活用事例集」を作成・配布するなどして、各市町村教育委員会が特別支援教育支援員を適切に配置し、各学校で効果的に活用されるよう、推進してきました。

本事例集は、各市町村教育委員会において配置が必要な学校に特別支援教育支援員を 確実に配置することや、各学校において特別支援教育支援員がより一層効果的に活用されるよう、平成26年度版事例集として作成し、

- 特別支援教育支援員の役割や効果的な支援を行うための基本的な考え方
- 特別支援教育支援員の人材確保や資質の向上などに係る顕著な事例
- ・参考(障がい種ごとの合理的配慮の視点)

を掲載したものです。

ついては、次の活用例を参考に、各市町村教育委員会、各学校において、本事例集を積極的に活用していただくよう、お願いします。

#### 各市町村教育委員会における活用例

- 特別支援教育支援員の配置の効果等を財政部局へ説明する場合、本事例集の関係 ページを活用し、そのポイントを説明する。
- 支援員の公募の際、本事例集の関係ページを参考に、「障がいのある子どもの子育て経験者」や「特別支援教育支援員研修会に参加した地域の方」などを対象者に加える。
- 〇 市町村教育委員会が主催する特別支援教育支援員研修会で、本事例集を資料と して配布し、説明等で活用する。

#### 各学校における活用例

- 特別支援教育支援員と学級担任等との効果的な連携について、本事例集の関係ページを参考に、校内で検討する。
- 校内研修や校内委員会の資料として、本事例集の関係ページを活用する。

## 目 次

## 特別支援教育支援員活用事例集(26年度版)

0	特別支援	爰教育支援員(以下、支援員という)とは	1
0	効果的な	で支援を行うためには	2
~ ■		育委員会の取組~ (A市教育委員会) 障がいのある子どもの子育て経験者を支援員として配置した取組	3
	事例2		4
	事例3	(C町教育委員会) 支援員の研修会を工夫して実施した取組	5
~/] ■		<b>校の取組〜</b> (D小学校) 指導計画等を活用し、支援員と担任が連携を図った取組	6
	事例5	(E小学校) メモを活用し、支援員と担任が連携を図った取組	7
	事例6	(F小学校) 「支援打合せシート」を活用し、支援員と担任が連携を図った取組	8
	事例7	(G中学校) 「個別の支援シート」を活用し、支援員と担任が連携を図った取組	9
	事例8	支援員の配置に対する声 1	1
$\Diamond$	参考	障がい種ごとの合理的配慮の観点 (「教育支援のためのハンドブック 平成26年10月 北海道特別	1 2 J支

援教育振興協議会」より一部抜粋)

#### 本道における特別支援教育支援員の配置の状況

(幼稚園、小・中学校、高等学校の合計)

	支援員数	配置校数	配置校数/全校数
2 4 年度	1, 385	788	49. 5%
2 5 年度	1, 487	825	53.0%
26年度	1, 620	883	58. 2%

本道の各市町村においては、配置が必要な学校に特別支援教育 支援員を配置する割合は、年々高くなっていますが、配置が必要 とされる学校にまだ未配置の学校もあります。

## 特別支援教育支援員とは

特別支援教育支援員(以下、支援員)とは、障がいのある子どもに対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活の介助を行ったり、発達障がいのある子どもに対し、学習活動上のサポートを行ったりします。

#### 具体的には、

- ① 基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助
  - ・食事の介助、衣服の着脱の介助、排泄の介助など
- ② 発達障がいのある子どもに対する学習支援
  - ・安全確保や居場所の確認、黒板の文字の読み上げ、代筆、学習支援など
- ③ 学習活動、教室間移動等における介助
  - ・車いすの乗り降りの介助、製作や調理、活動の補助など
- ④ 子どもの健康・安全確保関係
  - 体育や保健体育、図画工作や美術などでの安全面の確保など
  - てんかん発作等の把握など
- ⑤ 運動会、学習発表会、修学旅行等の学校行事における介助
  - 校外での安全面の確保、乗り物の乗降の介助など
- ⑥ 周囲の子どもの障がい理解を促進
  - 支援が必要な子どもへの接し方の手本となるなど

## 支援員は、あくまでも担任の補助的な役割です

ただし、たとえ教員免許状保有者であっても、教諭又は講師として配置されている わけではありませんので、授業そのものを行うことはできません。

また、何らかの事情で学級担任等が教室から離れてしまった場合も、支援員がその 授業を引き継ぎ、代替して行うことはできません。

## 効果的な支援を行うためには

## ■ 支援員の配置に当たって

- 管理職は、学校の経営方針や特別支援教育の推進の考え方について、支援員に 丁寧に説明します。
- 管理職は、保護者に対し、全体懇談や学校便り等で、支援員の配置とその活用 の在り方について、十分な説明をし、理解を得ます。
- 〇 学級担任は、学級経営の方針や、対象となる子どもの支援について、個別の指導計画に基づき、支援員ときめ細かく打合せを行い、共通理解を図ります。
- 学級担任と支援員は、対象となる子どもだけでなく、学級の他の子どもへの配 慮について、事前に確認します。
- 学級担任は、対象となる子どもへの支援員が行う必要な支援について、すべて の子どもに対し、一人一人の違いやよさを認め合い、支え合うことの大切さを説 明し、理解を得ておく必要があります。

## ■ 支援員の子どもへの接し方

- O 支援員は、学級担任と子ども一人一人にどう接するかについて、事前に、十分 打合せをしておきます。
- 支援が必要な子どもに対して「上から」「威圧的な」指導をするのではなく、 目の高さを同じくして、必要な支援を行う姿勢を大事にします。
- 支援が必要な子どもへの支援員の言葉遣いや接し方が、他の子どもにとって、 手本となっていることから、十分注意して接します。
- できるようになったこと、前よりも進歩していることを対象となる子どもや、 その保護者と共有することを大事にします。

## 事例1

## 障がいのある子どもの子育て経験者を支援員として配置した取組

## 1 概要

## A市教育委員会の取組

教員免許または保育士の資格の保有に加え、療育通園センターから紹介を得るなどして、障がいのある子どもの子育て経験のある方も採用しています。

## 2 具体的な取組

#### ■ 取組の方針

- 発達障がいを含む様々な障がいのある子どもに対する学習活動や学校生活 上の支援を目的に、必要な学校に配置するための支援員を公募しています。
- 特に、学校生活上の支援に関しては、子どもや保護者の気持ちに寄り添う ことができるよう、障がいのある子どもの子育て経験のある方が望ましいと 考えました。

#### ■ 取組の内容

- 支援員の業務としては、
  - 基本的な生活習慣を確立するための学校生活上の支援
  - 教室間の移動等における支援
  - 健康管理及び安全確保
  - 学校内外で実施する学校行事等における活動の支援 について規定しています。

#### ■ 取組の成果

- 子どもと保護者の思いに寄り添った温かい支援を展開できています。
- 子どもが安心して学校生活を送るようになってきています。
- 関係機関と連携した支援員の人材確保を継続できます。

## 3 取組の工夫点

■ 子どもと保護者の気持ちに寄り添った支援を提供するため、関係機関と連携し、 障がいのある子どもの子育て経験のある保護者を支援員として配置しています。

## 事例2

## 学級担任向けと支援員向けの両方の研修会を実施した取組

## 1 概要

## B町教育委員会の取組

学級担任と支援員の連携の充実を図るため、支援員を配置している学級担任を対象とした研修会と支援員を対象とした研修会の両方の研修会を実施することとしました。

## 2 具体的な取組

#### ■ 取組の方針

○ 学級担任と支援員の連携の在り方について、日常的な実践の交流を通して 理解を深めることを目的として、支援員を町単費で配置している学級担任を 対象とした研修会と、支援員を対象とした研修会の両方を開催します。

## ■ 取組の内容

- 小学校特別支援学級担当教諭を講師に招聘しています。
- 〇 学級担任を対象に、支援員との連携の在り方や、通常の学級で支援が必要な子どもたちへの支援の在り方についての研修を行っています。
- 支援員を対象に、学級担任との連携、個に応じた支援の在り方についての 実践交流を行っています。

## ■ 取組の成果

- 支援員が配置されている学級の担任が、支援員の位置付けや役割を理解することにつながっています。
- 実践交流を行うことで、指導の実際や学級担任等との連携の方法について 学ぶことができています。

- 学級担任を対象とした研修会と、支援員を対象とした研修会の両方を開催しています。
- 特別な支援を必要とする子どもの指導の実際や連携の在り方について学ぶことができるよう、特別支援学級の担任に講師を依頼しています。

## 支援員の研修会を工夫して実施した取組

## 1 概要

## C町教育委員会の取組

保護者の特別支援教育に対する理解が進んでいることや、通常の学級においても特別な配慮を必要とする子どもが増えている傾向にあることを踏まえ、町独自に支援員の研修を実施することとしました。

## 2 具体的な取組

#### ■ 取組の方針

○ 特別支援学級に在籍している日常的に生活介助が必要な子どもや、通常の学級に在籍している支援が必要な子どもへの適切な指導を行うため、研修を実施します。

#### ■ 取組の内容

- 道立特別支援教育センターの職員を講師とし、障がい特性の理解や子ども 一人一人の理解の方法について研修を行っています。
- 教育局の特別支援教育スーパーバイザーを講師とし、「個別の教育支援計画」 を活用した指導方法について研修を行っています。
- 町内の学校の授業を参観し、授業における指導の実際について学び、障がい のある子どもへの指導の在り方について研修を行っています。

## ■ 取組の成果

- 〇 毎年、研修会を実施することで、支援員の資質の向上につながっています。
- 町内の学校の授業参観により、指導の実際について学ぶことができています。
- 支援員を効果的に活用する学校体制の構築に生かすことができています。

- 1学期の取組を振り返り、2学期からの子どもの支援に生かすことができるよう、研修会を夏季休業中に開催しています。
- 指導の実際について気軽に学ぶことができるよう、身近な町内の学校の授業を 参観しています。
- 支援員の人材確保と特別支援教育への理解を深めるため、教員資格を有しない 一般の町民の方も参加できる研修会を実施しています。
- 支援員が校内で有効に活用されるよう、教頭による支援員活用についての事例 発表を行っています。
- 専門性の高い研修となるよう、教育局のスーパーバイザーや道立特別支援教育 センター職員に講師を依頼しています。

## 事例4

## 指導計画等を活用し、支援員と担任が連携を図った取組

## 1 概要

## D小学校の取組

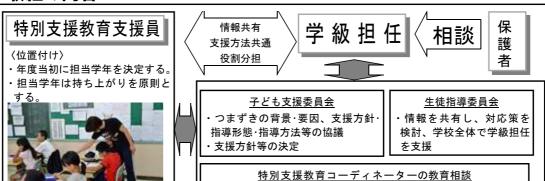
支援員と学級担任が効果的な連携を図ることができるよう、個別の 指導計画や個別の教育支援計画をもとに、支援の内容や方法について 共通理解を図っています。

## 2 具体的な取組

#### ■ 取組の方針

- 必要な支援を学級担任と支援員が共通理解を図るため、個別の指導計画や 相談支援ファイル(個別の教育支援計画)を活用しています。
- 支援員は、必要に応じて学級担任支援委員会や教育相談に同席し、子ども の様子について情報提供し、支援の方法を確認しています。

### ■ 取組の内容



#### ■ 取組の成果

○ 支援員の役割が明確となり、効果的な支援を行うことにつながっています。

具体的な支援方法を提案

○ 通級指導教室を利用している子どもについて、学級担任から支援員に情報提供することで、支援内容が通常の学級においても継続されています。

- 支援員と学級担任とが連携を図るため、個別の指導計画や個別の教育支援計画 を活用しています。
- 必要に応じて支援員も学級担任と一緒に、学級担任支援委員会や教育相談等に 同席し共通理解を図っています。

## メモを活用し、支援員と担任が連携を図った取組

## 1 概要

## E小学校の取組

支援員と学級担任が効果的な連携を図ることができるよう、メモを活用し、子ども一人一人のよさや支援の目標、内容について共通理解を図っています。

## 2 具体的な取組

支援員は、、「団相談の結果かられが「ちな文をことがをことが理解とることが理解さらないできまった。とが理解さらにはいるようにはいるというできまりではいるようにはいるというできまりではいる。

支援員は、メモを ノートに貼り、保護 者にも見ていただく ことにより、子ども は家庭で保護者から もほめられるように

\* さんすう
・手をあげては、ぴょうできました。
・先生のおはなしをよくきました。
・もんだいをがんば、てやりました。
・ うま、たことがあ、たとき、
(ふでばこがない?!)
しずかに先生に言いにきてくれました。

11/15(木)
・おたのしみ会のいけん
をいうことができました。
すごいわり
・わにのおじいこんのたか
らもののかべそうか
とてもよかったですよ。
すごいねり
そ生おり
を生むしたが、たですよ。
すごいねり
先生おり

支援員が「いめます」とはままではいいませんではいいませんではいいます。というではいいますが、いいでもないでもないでもないでもないでもないではいいではいいますがある。

## 3 取組の工夫点

なりました。

- 子どもの実態に応じ、メモの活用やほめることなど支援の内容や方法について、 支援員と学級担任が連携を図り、一貫性のある取組を行いました。
- 子どもの行動のよさをほめて価値付けすることにより、子どもが支援員や学級 担任を信頼し、学習に意欲的に取り組めるようになりました。

## 「支援打合せシート」を活用し、支援員と担任が連携を図った取組

## 1 概要

## F小学校の取組

支援員と学級担任が効果的な連携を図ることができるよう、「支援 打合せシート」と「支援員記録簿」という2種類の様式を活用し、 共通理解を図ったり、引継ぎを行ったりしています。

## 2 具体的な取組

学ませすの支教タ合で 製でシる朝援育一せき 担に一こ、員コがをす せ「トと学、一短行で は支」で級特デ時う は接を、担別ィ間こ

 支援打合セシート

 ○年 ○組 氏名 ○○ ○○

 教科
 算数

 場面
 説明を聞く、ノートに記入する、難しい問題を解くとき

 支援の内容
 長く説明を聞くことが難しい傾向があるため、自力で解けるよう支援してください。

 支援員記録簿

 子どもの様子
 支援の内容とその結果

 A君 前半取りかかりが遅い
 の先生に声をかけられ、ノートに戻る。後半も、問題をきちんと解いていました。

 C君 図形の問題で違うものを選んだ
 教科書の辺、頂点などの説明を一緒になぞって確認
うんうんと頷いてあげると、自信をもって挙手していました。

 がかった。辺?」
 AA先生の後押しがあると手が上がりますね。ありがとうございます。

| 援ののどよかめかしき援合容を面支での方で、かを面支での方に認接りつで、かをもで援き方にといる。というにとがした。

学級担任が第一のメとはほのかけ、ものといるである。とははできるでは、まなりました。

- 「支援打合せシート」及び「支援員記録簿」を活用し、学級担任と支援員が 短時間で効率よく打合せできるようにしました。
- 様式に学級担任と支援員が支援に関する情報を記入し、確認し合うことにより、 子どもへの適切な支援の内容や方法を改善・充実させることができました。

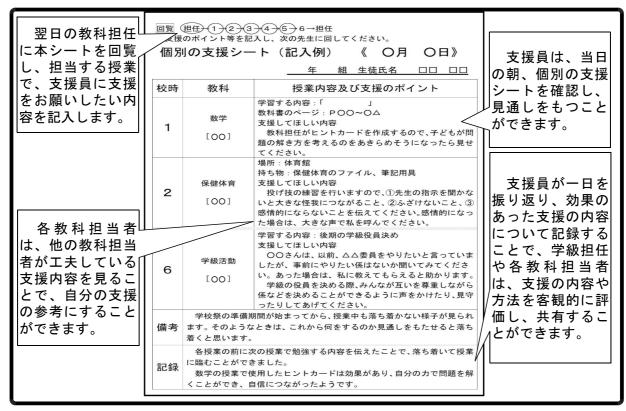
## 「 個 別 の 支 援 シ ― ト 」 を 活 用 し 、支 援 員 と 担 任 が 連 携 を 図 っ た 取 組

## 1 概要

## G中学校の取組

支援員と教科担任、学級担任が、効果的な連携を図ることができるよう、「個別の支援シート」を活用し、各教科ごとに指導や子どもの状況、支援のポイントについて、共通理解を図っています。

## 2 具体的な取組



- 教科担当者が、事前に支援のポイントや予想される場面での対応について支援 員に伝えておくことにより、支援員は見通しをもって支援に当たることができ るようになっています。
- 学級担任や教科担当者は、「個別の支援シート」を活用することにより、子どもの日常の様子や、適切な支援の内容や方法について改善・充実を図ることができています。

## G中学校における個別の支援シートの様式

回覧 担任→1→2→3→4→5→6→担任

※ 支援員に支援をお願いしたい内容を記入し、次の先生に回してください。

年 組 生徒氏名

校時	教科名	授業内容及び支援のポイント
1		<ul><li>○ 学習内容</li><li>■ 支援をお願いしたい内容</li></ul>
2		<ul><li>○ 学習内容</li><li>■ 支援をお願いしたい内容</li></ul>
3		<ul><li>○ 学習内容</li><li>■ 支援をお願いしたい内容</li></ul>
4		<ul><li>○ 学習内容</li><li>■ 支援をお願いしたい内容</li></ul>
5		<ul><li>○ 学習内容</li><li>■ 支援をお願いしたい内容</li></ul>
6		<ul><li>○ 学習内容</li><li>■ 支援をお願いしたい内容</li></ul>
備考		
記録		

## 支援員の配置に対する声

## 【H小学校】

#### ■ 学級担任の声

低学年の段階で机の上の整理など、支援員が必要な子どもに支援してくれて おり、学習規律を容易に身に付けることができています。

#### ■ 校長の声

支援員の補助により、支援が必要な子どもたちの<u>学習意欲が高まり</u>、<u>小テストの成績が上がったり、なわとびができるようになったりする</u>などの効果がみられ、保護者も喜んでくれています。

## ■ PTA会長の声

支援員の補助により、支援が必要な子どもの運動会や学芸会の様子を見ると、 最後まであきらめないでがんばるようになってきました。

## 【一学校】

#### ■ 生徒の声

わからない時に、支援員の先生がやさしく教えてくれるので、<u>勉強がわかる</u> ようになってきました。

#### ■ 特別支援教育コーディネーターの声

支援員が支援の手立てを記録として蓄積し、その記録を校内委員会で交流したことにより、よい支援が学校全体で共有され、教職員の支援の質が高まることにつながりました。

#### ■ 保護者の声

支援員の方のやさしい接し方が、他の子どもたちにとっても、人と接する時のお手本となっていて、温かな学級づくりにつながっている気がします。

# 参考

## 障がい種ごとの合理的配慮の観点

(「教育支援のためのハンドブック 平成26年10月 北海道特別支援教育振興協議会」より一部抜粋)

「障害者の権利に関する条約」において示された「合理的配慮」とは、 障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は 行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、 特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は 過度の負担を課さないものをさしています。

各学校においては、障がいのある子どもが十分な教育を受けられるよう、その状況に応じて個別に「合理的配慮」を提供していく必要があります。

その際には、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、以下に示す観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で「合理的配慮」を決定し、提供されることが望ましいとされています。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会)

## 視覚障がいのある児童生徒の教育における合理的配慮の観点

#### 教育内容・方法

#### 【教育内容】

○ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 視覚補助具の効果的な活用、他者へ積極的にかかわる意欲や態度の育成、見えやすい環境を知り 自ら整えることができるようにする等、見えにくさを補うことができるようにする指導を行う。

#### ○ 学習内容の変更・調整

状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用、体育等における安全確保等、視覚情報が得にくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。

#### 【教育方法】

○ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの(遠くのものや動きの速いもの等)を確認できる模型や写真等、見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。また、画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア等、視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。

#### ○ 学習機会や体験の確保

見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等、能動的な学習活動を多く設ける。また、気付きにくい事柄や理解しにくい事柄の状況を説明する。さらに、学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。

#### ○ 心理面・健康面の配慮

自己の視覚障がいを理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにするとともに、身の回りの状況が分かりやすい校内の環境づくりを図り、見えにくいときには自信をもって尋ねられる雰囲気を作る。また、視覚障害のある児童生徒が集まる交流の機会の情報提供を行う。

#### 支援体制

【専門性のある指導体制の整備】

○ 特別支援学校(視覚障がい)のセンター的機能及び弱視特別支援学級、通級による指導等の専門性 を積極的に活用する。また、眼科医からのアドバイスを日常生活で必要な配慮に生かすとともに、 理解啓発に活用する。さらに、点字図書館等地域資源の活用を図る。

#### 【児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮】

○ 個々の児童生徒の特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の児童生徒、教職 員、保護者への理解啓発に努める。

#### 【災害時等の支援体制の整備】

○ 見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにするとともに、緊急 時の安全確保ができる校内体制を整備する。

#### 施設・設備

#### 【校内環境のバリアフリー化】

○ 廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保、分かりやすい目印、段差等を明確に分かるようにして安全を確保する等、校内での活動や移動に支障がないよう校内環境を整備する。

#### 【発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮】

○ ブラインドやカーテン、スタンド等のまぶしさを防ぐために光の調整を可能にする設備や、必要 に応じて教室に拡大読書器を設置する等の見えやすいように環境を整備する。

#### 【災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮】

○ 避難経路に明確な目印や照明を設置する。

## 聴覚障がいのある児童生徒の教育における合理的配慮の観点

#### 教育内容・方法

【教育内容】

○ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 補聴器等の効果的な活用、相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段の活用に関すること等、聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う。

#### 【学習内容の変更・調整】

○ 外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等、運動競技における音による合図を視覚的に表示等、音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。

#### 【教育方法】

○ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

分かりやすい板書、教科書の音読箇所の位置の明示、視覚的な情報による要点の提示、身振りや 簡単な手話等の使用等、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。また、座席の位置、話者 の音量調整、使用済みテニスボールの利用等による机・椅子の脚のノイズ軽減対策、防音環境のあ る指導室や必要に応じたFM式補聴器等の使用等、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提 供を行う。

○ 学習機会や体験の確保

話合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる、言葉の表記と意味が異なる慣用句等を指導する等、言語経験が少ないことに伴う体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行う。 また、日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解や、それに基づいた行動が困難な場合があるので、実際の場面を想定し、行動の在り方を考えさせる。

○ 心理面・健康面の配慮

情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気づくりを図る。また、通常の学級での指導に加え、聴覚に障害のある児童生徒が集まる交流の機会の情報提供を行う。

#### 支援体制

【専門性のある指導体制の整備】

○ 特別支援学校(聴覚障がい)のセンター的機能及び難聴特別支援学級、通級による指導等の専門性 を積極的に活用する。また、耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障がい者協会等との連携によ る理解啓発のための学習会や、児童生徒のための交流会の活用を図る。

#### 【児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮】

○ 使用する補聴器等や多様なコミュニケーション手段について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

#### 【災害時等の支援体制の整備】

○ 放送等による避難指示を聞き取ることができない児童生徒に対し、緊急時の安全確保と避難誘導 等を迅速に行うための校内体制を整備する。

#### 施設・設備

【校内環境のバリアフリー化】

○ 教室等の字幕放送受信システム等、放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。

#### 【発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮】

○ 絨毯 (じゅうたん)・畳の指導室の確保、行事における進行次第や挨拶文、劇の台詞(せりふ) 等の文字表示等、教室等の聞こえの環境を整備する。

#### 【災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮】

○ 緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

## 知的障がいのある児童生徒の教育における合理的配慮の観点

#### 教育内容・方法

#### 【教育内容】

○ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規 範やルールの理解を促すための指導を行う。

#### ○ 学習内容の変更・調整

焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等、知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。

#### 【教育方法】

○ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や 視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等、知 的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。

#### ○ 学習機会や体験の確保

知的発達の遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生かすことのできる力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。

#### ○ 心理面・健康面の配慮

知的発達の遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、学級集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。

#### 支援体制

#### 【専門性のある指導体制の整備】

○ 知的障がいの状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校(知的障がい)のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。

#### 【児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮】

○ 知的障がいの状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の児童生徒等や 教職員、保護者への理解啓発に努める。

#### 【災害時等の支援体制の整備】

○ 適切な避難の仕方が分からず混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。

#### 施設・設備

#### 【校内環境のバリアフリー化】

○ 自主的な移動ができるよう、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境 を整備する。

#### 【発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮】

○ 危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。

#### 【災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮】

○ 災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように 簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

## 肢体不自由のある児童生徒の教育における合理的配慮の観点

#### 教育内容・方法

【教育内容】

○ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 片手で使うことができる道具の効果的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考え ること及び実際の移動の支援等、道具の操作の困難や移動上の制約を改善できるように指導を行う。

#### ○ 学習内容の変更・調整

書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更等、上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。

#### 【教育方法】

○ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器(文字盤や音声出力型の機器等)の活用等、書字や計算が、困難な児童生徒に対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。

#### ○ 学習機会や体験の確保

新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする 車いす使用の子どもが栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る等、経験の不足から理解し にくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等 を講じる。

#### ○ 心理面・健康面の配慮

体育の時間における膝や肘のサポーターの使用、長距離の移動時の介助者の確保、車いす使用時 に必要な1日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースの確保等、下肢の不自由による転倒のしや すさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。

#### 支援体制

【専門性のある指導体制の整備】

○ 体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援 の内容方法を検討する。必要に応じて特別支援学校からの支援を受けるとともに理学療法士、作業 療法士、言語聴覚士等の指導助言を活用する。また、医療的ケアが必要な場合には主治医、看護師 等の医療関係者との連携を図る。

#### 【教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮】

○ 移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

#### 【災害時等の支援体制の整備】

○ 車いすで避難する際の経路や人的体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成等、移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。

#### 施設・設備

【校内環境のバリアフリー化】

○ 段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター、障がい者用トイレの設置等、 車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。

#### 【発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮】

○ 上下式のレバーの水栓、教室内を車いすで移動できる空間、廊下の障害物除去、姿勢を変換できる場所、休憩スペースの設置等、上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する。

#### 【災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮】

○ 車いす、担架、非常用電源や手動で使える機器等、移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。

## 病弱・身体虚弱のある児童生徒の教育における合理的配慮の観点

#### 教育内容・方法

【教育方法】

○ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解、指示された服薬量の徹底、眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の理解とその対応、必要に応じた休憩などの病状に応じた対策等、服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。

#### 【学習内容の変更・調整】

○ 習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学 習内容に変更・調整、アレルギーのために使用できない材料を別の材料に変更等、病気により実施 が困難な学習について、主治医からの指導助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。

#### 【教育方法】

○ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

友だちとの手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験等、病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合にICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。

○ 学習機会や体験の確保

視聴覚教材等の活用、ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導、 入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す児童生徒の教育の機会を確保する。その際、入院 による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導する。

○ 心理面・健康面の配慮

治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導、アレルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携した指導等、入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。

#### 支援体制

【専門性のある指導体制の整備】

○ 主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援、日々の体調把握のための保護者との連携、緊急の対応の支援体制の構築等により、学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。

#### 【児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮】

○ 心身症や精神疾患等の特性についての理解、心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解 等、病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応 ができるよう、児童生徒、教職員、保護者の理解啓発に努める。

#### 【災害時等の支援体制の整備】

○ 病院へ搬送した場合の対応方法、救急隊員等への事前の連絡、急いで避難することが困難な児童 生徒(心臓病等)が逃げ遅れないための支援等、医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支 援を受けることができるようにするなど、児童生徒の病気に応じた支援体制を整備する。

#### 施設・設備

【校内環境のバリアフリー化】

○ 心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や児童生徒が自ら医療上の処置(二分脊椎症等の自己導尿等)を必要とする場合等に対応できる施設・設備を整備する。

#### 【発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮】

○ 落ち着けないときや精神状態が不安定なときの児童生徒が落ち着ける空間の確保等、病気の状態 に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。

#### 【災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮】

○ 病気のため迅速に避難できない児童生徒の避難経路を確保する、災害等発生後については薬や非常用電源の確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。

## 言語障がいのある児童生徒の教育における合理的配慮の観点

#### 教育内容・方法

#### 【教育内容】

- 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
  - 一斉指導における個別的な発音の指導、個別指導による音読、九九の発音等の指導等、話すことに自信をもち、積極的に学習等に取り組むことができるようにするための発音の指導を行う。
- 学習内容の変更・調整

教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導、書くことによる代替、構音指導を意識した 教科指導等、発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。

#### 【教育方法】

- 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
  - 筆談、ICT機器の活用等、発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを 行う。
- 学習機会や体験の確保

発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、個別指導の時間等を確保し、音読、九九の発音等の指導を行う。

○ 心理面・健康面の配慮

言語障がいのある児童生徒が集まる交流の機会の情報提供を行う。

#### 支援体制

【専門性のある指導体制の整備】

○ 言語障がいの専門家(ST等)との連携による指導の充実を図る。

【児童生徒、教職員、保護者、地域の理解推進を図るための配慮】

○ 言語障がいについて児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

#### 【災害時等の支援体制の整備】

○ 発語による連絡が難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練に取り組む。

#### 施設・設備

【災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮】

○ 施設・設備については基本的には他の児童生徒と共通の配慮を要する。

## 情緒障がいのある児童生徒の教育における合理的配慮の観点

#### 教育内容・方法

#### 【教育内容】

- 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 社会適応に必要な技術や態度が身に付くよう指導内容を工夫する。
- 学習内容の変更・調整

心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、学習内容の定着に配慮する。

#### 【教育方法】

- 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 場面によっては、意図したことが言語表現できない場合があることから、緊張や不安を緩和させ るように配慮する。
- 学習機会や体験の確保 治療等により生じる学習機会の不足等に配慮する。
- 心理面・健康面の配慮 カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等、情緒障がいのある児童生徒等の状態(情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等)に応じた指導を行う。

#### 支援体制

【専門性のある指導体制の整備】

○ 情緒障がいを十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・ 情緒障がい特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、障がいの特性について理解を深 められるようにする。

#### 【児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮】

○ 他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること等について、周囲の子供や教職員、保護者への理解啓発に努める。

#### 【災害時等の支援体制の整備】

○ 情緒障がいのある児童生徒は、災害時の環境の変化に適応することが難しい場合もあるため、心理的に混乱することを想定した支援体制を整備する。

#### 施設・設備

【校内環境のバリアフリー化】

○ 安心して自主的な移動ができるように、特別教室への動線などを分かりやすくする。

#### 【発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮】

○ 衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、 興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。

#### 【災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮】

○ 災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態(パニック等)を想定し、 外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

## 自閉症のある児童生徒の教育における合理的配慮の観点

#### 教育内容・方法

【教育内容】

○ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

動作等を利用して意味を理解できる、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚えられるようにする等、自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等に伴う、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。

○ 学習内容の変更・調整

理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容を確実に習得できる、社会適応に必要な技術や態度を身に付けられるようにする等、自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。

#### 教育方法

【情報・コミュニケーション及び教材の配慮】

○ 写真や図面、模型、実物等を活用したり、自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。また、細かな製作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。

#### 【学習機会や体験の確保】

○ 自閉症の特性により、実際に体験しなければ行動等の意味を理解することが困難であることから、 実際的な体験の機会を多くするとともに、言葉による指示だけでは行動できないことが多いことか ら、学習活動の順序を分かりやすくなるよう活動予定表等を活用する。

#### 【心理面・健康面の配慮】

○ カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応を行う等、情緒不安や不登校、ひきこもり、 自尊感情や自己肯定感の低下等の児童生徒の状態に応じた指導を行う。また、自閉症の特性により、 二次的な障がいとして、情緒障がいと同様の状態が起きやすいことからそれらの予防に努める。

#### 支援体制

【専門性のある指導体制の整備】

○ 自閉症を十分に理解した専門家からの支援や特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症の特性について理解を深められるようにする。

#### 【児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮】

○ 他者からの働きかけを適切に受け止められないことや言葉の理解が十分ではないこと、方法や手順に独特のこだわりがあることについて、周囲の児童生徒や教職員、保護者への理解啓発に努める。

#### 【災害時等の支援体制の整備】

○ 自閉症のある児童生徒は、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。

#### 施設・設備

【校内環境のバリアフリー化】

○ 自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりする。

#### 【発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮】

○ 衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、 興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保するとともに、必要に応じて 自閉症特有の感覚(明るさやちらつきへの過敏性等)を踏まえた校内環境を整備する。

#### 【災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮】

○ 災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態(パニック等)を想定し、 外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

## 学習障がいのある児童生徒の教育における合理的配慮の観点

#### 教育内容・方法

#### 【教育内容】

○ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

文字の形を見分けることをできるようにする、パソコン、デジカメ等の使用、口頭試問による評価等、読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。

#### ○ 学習内容の変更・調整

習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等、「読む」「書く」等、特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。

#### 【教育方法】

○ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える等、読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。

#### ○ 学習機会や体験の確保

体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動等、身体感覚の発達を促すために活動を 通した指導を行う。また、活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。

#### ○ 心理面・健康面の配慮

文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、受容的な学級の雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保等、苦手な学習活動があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。

#### 支援体制

#### 【専門性のある指導体制の整備】

○ 特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生か し、指導の充実を図る。また、通級による指導等、校内の資源の有効活用を図る。

#### 【児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮】

○ 努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定 の感覚が過敏な場合もあることについて、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

#### 【災害時等の支援体制の整備】

○ 具体的で分かりやすい説明、不安感をもたずに行動ができるような避難訓練の継続等、指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路等を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。

#### 施設・設備

【発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮】

○ 余分な物を覆うカーテンの設置、視覚的に分かりやすいような表示等、類似した情報が混在していると必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。

## 注意欠陥多動性障がいのある児童生徒の教育における合理的配慮の観点

#### 教育内容・方法

【教育内容】

○ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、自分を客観視する指導や、物品の管理方法の工夫やメモの使用等により途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするなどの指導を行う。

○ 学習内容の変更・調整

学習内容を分割して適切な量にする等、注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した 学習内容の変更・調整を行う。

#### 【教育方法】

○ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には、掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくりを行う等、伝達する情報を整理して提供する。

○ 学習機会や体験の確保

好きなものと関連付けるなど興味・関心がもてるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を 講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通した指導を行う。

○ 心理面・健康面の配慮

活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気づくり、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保を行う等、成功体験を増やし、友だちから認められる機会の増加に努める。

#### 支援体制

【専門性のある指導体制の整備】

○ 特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生か し、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

#### 【児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮】

○ 不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

#### 【災害時等の支援体制の整備】

○ 項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲での見守り、パニックの予防等、 落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた避難訓練に取り組む。

#### 施設・設備

【発達、障害がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮】

○ 余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、 静かな小部屋の設置等、注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻 す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。

#### 【災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮】

○ 災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間 等を確保する。